

令和4年8月25日

利用団体の皆様へ

国立室戸青少年自然の家
所長 大向 満

食事数の変更・キャンセル期限の見直しについて（10月1日より適用）

日頃より、当施設の運営にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

当施設の「食事数の変更・キャンセル期限」につきましては、利用のてびきに記載のとおりお願いしているところですが、この度、食材配送業者の納品回数縮小に伴い、以下のとおり「食事数の変更・キャンセル期限」を変更させていただきます。

利用団体の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【変更前】

	変更期限	キャンセル期限	台風によるキャンセル期限
食堂利用	入所日の2日前の17時	入所日の7日前の17時	入所日の3日前の17時
野外炊事 弁当	入所日の5日前の17時		

【変更後】赤字箇所※令和4年10月1日より適用

	変更期限	キャンセル期限	台風によるキャンセル期限
食堂利用	入所日の2日前の17時	入所日の7日前の17時	入所日の3日前の17時
野外炊事	入所日の7日前の17時		
弁当	入所日の5日前の17時		